

## 申請から完了までの流れ

### (1) 申請

道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書（以下、「申請書」とする。）を、申請書記載の添付書類と併せて、土木課管理担当へ2部提出すること。また、道路に関する工事の設計及び実施計画変更承認申請書変更申請についても同様の手続きを行ってください。

※申請書を提出する前に施工方法等を図示し、事前に土木課と協議すること。

※提出方法は郵送も可（承認書の郵送を希望される場合は返信用封筒に切手を貼付の上、同封してください。）

### (2) 審査

申請書を受理後、申請書の内容について審査します。その結果、図面の修正や指摘事項があれば再度協議し、申請書を再提出すること。

### (3) 承認

発行した工事承認書を土木課窓口で受け取る。承認後、申請内容に変更が生じた場合、道路に関する工事の設計及び実施計画承認変更申請書を提出し、再度承認を受けること。

### (4) 工事

工事着手届の提出は不要であるが、工事着手前までに西尾警察署より道路使用許可（工事承認書の写しを添付）を受けること。

### (5) 完了届

- ・工事完了後は速やかに完了届に工事写真を添付し、1部提出すること。
- ・写真管理については愛知県建設局発行の土木工事写真管理基準に準じること。
- ・工事写真は、工事着手前、工事施工状況及び工事完了後並びに出来形（幅、厚み、使用材料規格等）がわかる写真とすること。特に、工事完了後に確認ができなくなるもの（構造物の基礎、埋設深さや路盤の出来形、乳剤の散布等）については確実に撮影してください。

### (6) 完了検査

工事完了届を受理後、完了検査を実施する。その結果、良好でないと認めた場合においては、道路管理者の指示どおり補修又は再施工を行うこと。なお、検査合格後は、無償で西尾市に帰属するものとする。

※検査の立会いは行っていませんが、場合によっては現地で確認をお願いすることがあります。

※是正がある場合は速やかに補修等を行い、完了写真を提出すること。

(7) その他（確認事項）

- ・申請（完了届を含む）に係る書類は、土木課の窓口、又は郵送にて提出をお願いします。  
※メール、FAXでの申請は受け付けておりません。
- ・申請書に押印は不要です。
- ・承認工事の申請に手数料はかかりません。
- ・承認できない場合や、工事内容に応じた承認基準がありますので、事前に相談（協議）をお願いします。
- ・申請から承認まで、おおむね10日間の日数（土日・祝日・年末年始を除く。）が必要です。申請は、十分時間に余裕を持って行ってください。  
※修正が必要な場合は、さらに日数がかかることがあります。
- ・工事承認書の受け取り後、道路使用許可申請書に工事承認書の写しを添付し西尾警察署交通課へ申請してください。